



ご存じですか？

## 遺産分割・事業承継



### 1 遺産分割

“遺産分割協議はいつまでにしなければならないのですか？”

“もうすぐ10ヶ月になるのですが遺産分割協議が間に合いません！”

といったご相談をよくお受けします。

実は遺産分割協議は、いつまでにしなくてはならない、という期間の制限はありません。「10ヶ月」というのは相続税の申告期限ですので、それまでにいったん相続税を申告し、その後にとまとめた協議内容にしたがって修正申告をすることもできます。

しかし、今年4月以降、民法の改正によって**特別受益**（※1）や**寄与分**（※2）という主張が10年経過するとできなくなりました。

また、来年2024（令和6）年4月1日（施行日）から「相続の開始および所有権を取得したと知った時」から**3年以内**に**登記**をしなければならなくなります。過去の相続についても、「施行日」または「相続による所有権の取得を知った日」のいずれか遅い日から3年以内に登記をする必要があります。これに違反すると10万円以下の過料の対象となります。

このように分割協議に期間の制限はないといっても、できなくなってしまう手続きが生じたり、弊害もありますので、やはり早めに解決する必要がありますね。

#### ※1 特別受益

相続人の中で、一部の相続人だけが被相続人から受け取った財産（利益）のこと。特別受益がある場合には、その分を相続財産に反映させることで相続人間の不公平を解消します。

#### ※2 寄与分

被相続人の財産維持や、増加に貢献した人が、その度合いに応じて通常の相続分に加えて受け取れる遺産のこと。



### 2 事業承継・遺言

被相続人がお亡くなりになる前に、相続の対策をおこなっておくべき場合も少なくありません。

遺言書を作成の目的は、ご自身のお考え通りに相続させたい場合だけに限らず、相続人同士の争いを避けるための場合もあります。

いくら口約束で、“この土地はあなたに渡す。”と言ってあり、且つ、それが証明できたとしても、法律で決まった形式や手続きにしたがって遺言書を作成、執行しなければ、それは有効にはならないのです。



また、ご自身が経営する会社を後継者に継承していく（事業承継）ために遺言書を作成しておくべきケースが多くあります。

この事業承継問題に関しては、遺言書のほか、後継者育成をはじめとする様々な対策を必要とします。親族ではない後継者の場合には株式の譲渡の問題がありますし、社外の人に継承する場合は、いわゆるM&Aの問題になっていきます。

当事務所では、過去あいち産業振興機構で事業承継相談員を務めるなど15年以上にわたり親族内・社内・社外の事業承継問題に取り組んでおりますので安心してご相談いただけます。

相続、事業承継ともに検討しなければならない内容は一人ひとり違います。

“どこから何を考えたらいいいのか？”、“わたしの場合は考えておかなくて大丈夫だろうか？”など疑問や不安を少しでも持たれたら、当事務所弁護士へご相談ください。

特にご自身が後継者である方は、将来への心配があっても先代と話をすることがなかなか難しい事情もおありかと思えます。しかし、その放置が後々いざというときに後悔する原因になりかねません。

問題を放置せず、早めに当事務所弁護士へご相談ください。



今年も残すところあと一ヶ月を切りました。今年2月、当事務所は16年お世話になりました名城ビルからEBSビルへ移転し、所員一同新しい環境にも馴染んでまいりました。これからも精進してまいりますので、来年も何卒よろしくお願ひ申し上げます。

季節柄、皆様どうぞご自愛くださいませ。

NISHIYAMA・SHIMOIDE LAW OFFICE  
西山・下出法律事務所

弁護士 西山 一博 弁護士 下出 太平 弁護士 柳川 豊 弁護士 杉浦 正規  
〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目6番27号 EBSビル5F  
TEL.052-957-1106 執務時間 9:30~18:00 土・日・祝日休  
<http://www.lwo.jp>



当事務所 HP  
はこちら

